

公益法人制度改革案が示すこと 公益法人制度改革案が示すこと 宗教連盟が懸命に認められたか

「これは法難だ」。日本宗教連盟前事務局長で全日本仏教会前事務局長の齋藤聖師は政府の進める公益法人制度改革案をめぐる活動の中でそう感じたという。政府の改革案により宗教界が立たされた苦境とその克服、そして今回の公益法人制度改革が今後宗教法人に及ぼす影響について取材した。

今年三月十日、公益法人制度改革の閣議決定を経て、公益法人制度改革案が閣議決定された。公益法人制度改革案は、四月二十日には閣議決定された。公益法人制度改革案は、四月二十日には閣議決定された。公益法人制度改革案は、四月二十日には閣議決定された。

公益法人制度改革案が示すこと
公益法人制度改革案が示すこと
宗教連盟が懸命に認められたか

「新制度の概要」成立の経緯

今年六月前、平成十二年が十三年にかけて、公益法人制度改革の閣議決定が閣議決定された。公益法人制度改革案は、四月二十日には閣議決定された。公益法人制度改革案は、四月二十日には閣議決定された。

政府発表の改革案の骨子

そのポイントは以下の通りだ。
① 現行「非課税」となっていた社団法人・財団法人を「一般社団法人」と「一般財団法人」とし、原則課税とする。
② 一般社団法人、一般財団法人のうち、第三者機関による審査により「公益性が認められたもの」を「公益社団法人」「公益財団法人」とし、税制上優遇する。

宗教系社団・財団法人の危機

課税を前提とし、特定の条件を満たす法人のみが税制上の優遇を得る。いわゆる「二階建て」方式である。中間会社やシンジケート管理組合といった中間法人も対象となっており、新制度の下に一本化される。なお、課税が、宗教法人はこの新制度の対象外とされている。

民法第三十四条の重大な意味

つづ、政府の行政改革推進事務局の事務局長が、二月四日には早速、第二回の協議会を開催し、加賀の各派に状況を説明し、その協力を仰ぐべく体制を整えた。また、一方では、コソケン体制をたどり、政府の行政改革推進事務局の事務局長が、二月四日には早速、第二回の協議会を開催し、加賀の各派に状況を説明し、その協力を仰ぐべく体制を整えた。

「祭祀」「宗教」を存置せよ

齋藤聖師は、二月二十四日、日宗連は幹事会を開催。理事長名で「意見書」並びに「問題点を整理した」問題点を、事務局長宛に送付することを決した。意見書の一部を引用しよう。

宗教が無視された本意

三月六日、合同委員会終了後、「齋藤さん勝ちました」と、齋藤事務局長は関係議員の秘書たちに手紙を求められた。二日後の日宗連理事の後は、日宗連の他の幹事者も、おでん屋さんとやむを得ずあけたら、おでん屋さんとやむを得ずあけたら、おでん屋さんとやむを得ずあけたら。

宗教の公益性を証明する

今回の改革は、宗教界が向う合わないという、監視していかなくてはならないという、監視していかなくてはならないという、監視していかなくてはならないという。

京都市政会による意見書提出

京都市政会による意見書提出。京都市政会による意見書提出。京都市政会による意見書提出。

公益法人制度改革案が示すこと

公益法人制度改革案が示すこと。公益法人制度改革案が示すこと。公益法人制度改革案が示すこと。

公益法人制度改革案が示すこと

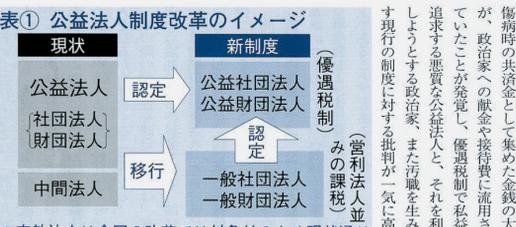
公益法人制度改革案が示すこと。公益法人制度改革案が示すこと。公益法人制度改革案が示すこと。

公益法人制度改革案が示すこと

公益法人制度改革案が示すこと

公益法人制度改革案が示すこと

公益法人制度改革案で宗教の公益性 宗教軽視の国の 革に対して日本 に訴えた重大事



● 宗教法人はこの改革では対象外のため現状通り

傷病時の共済金として集めた金銭の大半が、政治家への献金や接待費に流れてきたことが発覚し、優遇税制で利益を追求する悪質な公益法人と、それを利用してしようとする政治家、また汚職を生み出す現行の制度に対する批判が一気に高まってきたのである。

公益法人改革に宗教の楔を

表② 公益法人制度改革の動きについて

年	月	内容
平成12年	11月	KSD故岡忠男理事長逮捕
12月		行政改革大綱が閣議決定 ・公益法人に対する行政の関与の在り方の改革が示される
平成13年	3月	村上正邦前参院議員がKSDからの受取収賄罪で逮捕
4月		行政委託型公益法人等改革の視点と課題を示す基本理念の改革を考案 ・行政改革の必要性を提言 ・公益法人制度改革の必要性を提言
7月		行政委託型公益法人等改革を具体化するための立法案を閣議決定 ・公益法人制度改革について問題意識一抜
平成14年	3月	公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画、公益法人制度改革の在り方改革に向けた取り組みが閣議決定 公益法人制度改革の抜本的改革に向けての論点
平成15年	6月	公益法人制度改革の抜本的改革に関する基本方針が閣議決定される
11月		第1回閣議決定後、閣議決定される
平成16年	10月	非営利法人制度改革に関する試案発表
11月		有識者会議報告書公表
12月		新行政改革大綱が閣議決定 ・政府として基本理念の改革を考案 ・公益法人制度改革の必要性を提言
平成17年	6月	新たな非営利法人に関する課税及び寄付金(取)税制について、閣議決定 ・公益法人制度改革の必要性を提言
平成18年	12月	公益法人制度改革 (新制度の概要) を公表
2月		宗教界による法案内容修正の要請活動
3月		公益法人制度改革閣連三法案の国会提出

民法第三十四条の重大な意味

つづ、政府の行政改革推進事務局の事務局長が、二月四日には早速、第二回の協議会を開催し、加賀の各派に状況を説明し、その協力を仰ぐべく体制を整えた。また、一方では、コソケン体制をたどり、政府の行政改革推進事務局の事務局長が、二月四日には早速、第二回の協議会を開催し、加賀の各派に状況を説明し、その協力を仰ぐべく体制を整えた。

「宗教を建てる」自民党か

一月十七日には、都府県議会からも民法第三十四条存続の要請書が提出された。その一方で、仏教系宗派をはじめ、宗教界は文書の提出だけでなく、政治家への地道な要請活動も継続していた。

「祭祀」「宗教」を存置せよ

齋藤聖師は、二月二十四日、日宗連は幹事会を開催。理事長名で「意見書」並びに「問題点を整理した」問題点を、事務局長宛に送付することを決した。意見書の一部を引用しよう。

宗教が無視された本意

三月六日、合同委員会終了後、「齋藤さん勝ちました」と、齋藤事務局長は関係議員の秘書たちに手紙を求められた。二日後の日宗連理事の後は、日宗連の他の幹事者も、おでん屋さんとやむを得ずあけたら、おでん屋さんとやむを得ずあけたら、おでん屋さんとやむを得ずあけたら。

宗教の公益性を証明する

今回の改革は、宗教界が向う合わないという、監視していかなくてはならないという、監視していかなくてはならないという、監視していかなくてはならないという。

京都市政会による意見書提出

京都市政会による意見書提出。京都市政会による意見書提出。京都市政会による意見書提出。

公益法人制度改革案が示すこと

公益法人制度改革案が示すこと。公益法人制度改革案が示すこと。公益法人制度改革案が示すこと。

公益法人制度改革案が示すこと

公益法人制度改革案が示すこと。公益法人制度改革案が示すこと。公益法人制度改革案が示すこと。

公益法人制度改革案が示すこと

公益法人制度改革案が示すこと。公益法人制度改革案が示すこと。公益法人制度改革案が示すこと。

公益法人制度改革案が示すこと

公益法人制度改革案が示すこと

公益法人制度改革案が示すこと